

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 PFOS 又はその塩の項に規定する製品で PFOS 又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件について

令和 3 年 7 月 7 日
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

1. 告示の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）第 29 条第 1 項においては、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一種特定化学物質ごとに、第一種特定化学物質等の容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を定め、これを告示することとされている。

本告示は、同項の規定に基づき表示すべき事項を定めたものである。

2. 改正の内容

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 144 号）により、ペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という。）又はその塩が、第一種特定化学物質に新たに指定されるとともに、当該 PFOA 又はその塩が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤が、化審法第 28 条第 2 項に規定する技術上の基準適合義務に従って取り扱うこととされている製品（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 202 号）原始附則第 3 項）に新たに追加されることに伴い、追加する製品の容器、包装又は送り状に表示すべき事項を定めるため、告示改正を行うものである。

なお、PFOA 又はその塩が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤にかかる表示すべき事項は、PFOS 又はその塩が使用されているものと同じ内容になる。そのため、今回の改正の内容は、本告示の名称及び表示すべき事項の改正を行うもののみとなる。

3. 根拠法令

化審法第 29 条第 1 項

4. 今後のスケジュール（予定）

告示：令和 3 年 9 月下旬

適用：令和 3 年 10 月 22 日（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行日）

（以上）